

審議会等の議事の要旨（要点）

（基本情報）

会議名称	令和7年度 立川市居住支援協議会
開催日時	令和7年11月7日（金） 午後2時から午後3時50分
開催場所	立川市役所 302会議室
次第	<p>1. 開会・挨拶</p> <p>2. 議題</p> <p>（1）①居住支援協議会の活動について ②立川市居住支援協議会 令和8年度予算の考え方について</p> <p>（2）居住支援協議会会員の団体紹介について</p> <p>（3）居住相談の事例について</p> <p>3. その他</p>
配布資料	<p>【資料1】 令和7年度 立川市居住支援協議会の活動について</p> <p>【資料2】 居住相談事例報告（令和7年度上半期）⇒非公開</p> <p>当日机上配布資料 ⇒紙資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「立川市地域包括支援センター・福祉相談センター等について」 ・「立川市地域包括支援センター」案内 ・「居住支援セミナー」案内 ・「住居確保給付金のご案内」 ・「ハートページ」 ・「立川市第4次住宅マスタープラン（改定版）素案の概要」
出席者	<p>[出席会員]</p> <p>芝田 賢一、櫻井 崇之、後藤 亮一、松田 朗、三島 佳子、榊原 潤、山本 繁樹、安藤 徹、中村 達也、村上 満生、西上 大助、仲沢 克之、八坂 志朗、浅見 孝男</p> <p>[欠席会員]</p> <p>益子 悦雄、鉢嶺 由紀子、田中 公雅</p> <p>[出席者]</p> <p>大嶽 貴恵</p> <p>[事務局]</p> <p>田中 佑治</p>
公開及び非公開	公開
傍聴者数	13名
担当	市民部住宅課住宅対策係 電話 042-528-4384

令和7年度 立川市居住支援協議会 会議録

(副会長 A) ただ今より、令和7年度立川市居住支援協議会を開会する。初めに、事務局より発言を求められているので、これを許可する。

(事務局) 立川市居住支援協議会会則第8条第5項の規定に基づき、会員及び事務局以外の者として、居住相談窓口の受託事業者である、一般社団法人住まいと暮らしの相談室大嶽氏を、議題に関係があることから、出席させたいと思うが、よろしいか。

(副会長 A) ただ今の提案に意義はあるか。

(異議なしの声あり)

(副会長 A) 議題に関係があることから、出席を許可する。それでは、次第に沿って進める。

議題1 開会・挨拶

本日は会長不在のため、副会長の私が代理で進行を務める。

さて、今年度上半期、居住相談窓口には89件相談があり、住居確保に結びついた事例が36件あった。昨年の上半期と比べ相談件数、入居件数は増加しており、改めて居住支援協議会の必要性を感じている。

本日の会議は、上半期の報告、地域包括支援センターの紹介、居住相談窓口での課題についても情報共有することになっている。

窓口での相談内容は年々複雑化しており、関係部署、関係機関との連携が益々重要になってきている。事例紹介の際には会員の皆様から、制度や有益な情報をぜひご紹介いただき、困難な課題を有する住宅確保要配慮者への支援を行っていききたい。

活発な議論をいただきますよう、ご協力をお願い申し上げて挨拶とさせていただきます。

議題2 (1) について、事務局より説明願う。

議題2 (1) ①居住支援協議会の活動について

②立川市居住支援協議会 令和8年度予算の考え方について

(事務局) 居住支援協議会の活動、①令和7年度の活動報告、②立川市居住支援協議会令和8年度予算について。資料1をご覧ください。令和7年度協議会の活動について。1の会議の開催は、令和7年6月30日に協議会総会を開催し、

令和6年度の事業報告、決算報告、令和7年度の事業計画等を議題とし、団体紹介では東京都住宅供給公社の紹介を後藤会員に行っていただいた。本日、11月7日の協議会では、地域包括支援センターについて安藤会員から紹介を行っていただく。また、今年度に入って困難事例が多いことから、この後、事例をもとに課題協議を行っていただければと考える。

続いて、2. 居住相談窓口「みんなの住まいサポートたちかわ」について。相談日時は毎週木曜日、資料の日程で開催している。相談会場は立川市役所3階打合せコーナーを原則としているが、相談者の状況により、相談者宅に訪問し相談を受けている。相談料は無料、木曜日の相談の開設日数は51日、153コマを予定しているが、訪問や緊急の相談等に応じるため、最大190コマの相談に応じる。上半期、相談件数は89件あった。木曜日だけの相談でいくと78コマ分の枠だが、緊急な相談等で木曜日以外にも相談に応じていたため大きく枠を超えている。住居確保を希望する件数は89件のうち82件、うち住居確保に結び付いた件数は36件。昨年の同時期は相談数が76件、住居確保の件数が26件で、相談件数、住居確保件数ともに増加している。89件の相談のうち、属性は重複するものもあるが、高齢者40件、生活保護受給者24件、精神障害のある方18件、身体障害のある方13件、低額所得者10件、DV関係10件、外国人5件となっている。昨年と比べ、精神障害のある方の相談、外国籍の方の相談が増えているのが特徴と感じている。令和6年度からの継続案件は28件で、7件が令和7年度に入り住居確保に繋がった。

次に、3. 居住支援セミナーの開催について。カラーのチラシ「居住支援セミナー」をご覧ください。開催日時は令和7年12月18日（木）、午前10時から、立川市役所101会議室、対面とWEB参加の複合型で開催する。主に不動産関係者を対象としているが、居住支援団体関係者、居住支援に興味のある方などにも参加いただければと考えている。今回は精神障害のある方の入居をテーマとしセミナーを開催する。第一部に立川市の障害福祉課職員から、障害に関しての制度や繋ぎ先について話す。

その後、なかやま不動産の東條様、精神保健福祉士で相談支援事業所「暖」の峰岸様、同じく精神保健福祉士の高月病院の大西様でパネルディスカッション形式により、精神障害のある方の入居について、相談先や事例を伺う。お時間の都合がつくようであればぜひご参加いただきたい。チラシのQRコードからお申込みいただくか、裏面をFAXしてお申込みいただきたい。居住相談窓口とセミナーは、一般社団法人住まいと暮らしの相談室と契約し、実施している。

次に裏面ページをご覧ください。4. 不動産協力店事業の状況。令和7年度は増減なく、21店舗にご協力いただいている。本日に1店舗申請があり、22店舗になる予定。ご紹介いただく物件が不足している状況はないので、このくらいの店舗数が適正ではないかと思う。今後は積極的な勧誘は控えたいと思う。

次に、5. 活動の周知について。広報たちかわ令和7年6月10日号で総会の開催記事を、6月25号で居住相談窓口の周知を行い、同号と10月25日号で本日の協議会の開催記事を掲載した。また、11月25日号で居住支援セミナー開催について記事を掲載する予定。ホームページには(2)に記載のある記事を掲載している。事業案内パンフレット・チラシは昨年度印刷を行わなかったが、令和7年度は印刷し、相談希望者、関係機関である市の福祉の窓口や地域包括支援センター、不動産協力店などに配って周知を進めていく。

続いて、資料は無いが令和8年度の予算の考え方について。現在、市の予算要求をしているため、具体的な数字は示せないが、令和8年度はチラシ・パンフレットを印刷しない予定なので、印刷代だけ減額し、他は今年度並みの予算を要求している。説明は以上。

(副会長A) 議題2(1)について、質問やご意見はあるか。

(会員B) 居住相談窓口について。相談数が伸びているという話で、訪問、いわゆるアウトリーチが伸びている。相談数が伸びている要因とも思う。アウトリーチを実施する状況について説明を。

(事務局) 高齢で足が悪く、市役所まで来られない方が主な対象。

(出席者) アウトリーチが増えているのは、今回の事例報告でもあるが、高齢で強制退去の執行が間近で時間がなく、訪問せざるを得ない方が増えてきているため。関係機関で居住相談窓口の認知度が上がっているため相談が増えているということもある。

(会員B) 繋がる元はどういう機関が多いのか。

(出席者) 一番多いのは生活福祉課の担当ケースワーカー。どこの機関とも繋がっていない方の場合は、市民相談室からの紹介ということもある。居住相談窓口の周知が広がっていると感じている。

(会員C) 切羽詰まった相談があるということだが、ケースワーカーに話があるのも切羽詰まってからが多いため困っている。国が代理納付を推奨しており、本人の了承を得て代理納付の手続きを進めている。代理納付をしない方の中には、家賃分を生活費に充ててしまう、金銭管理が不得手という方も多く、強制執行直前にケースワーカーに打ち明ける方がいる。

(副会長A) 居住支援セミナーの内容が良いので福祉関係者にも周知願う。周知について何かないか。

(会員D) 今回のセミナーの狙いは精神疾患がある方が安心して地域で暮らしていただける地域づくりを目指すこと、障害福祉施策の制度について周知すること、不動産関係者に安心して部屋を貸せる、また困った時には支援機関とも連携ができることをお伝えして安心の材料としていただきたい。

(副会長A) 「①居住支援協議会の活動について」4番の不動産協力店の状況について補足はないか。

(会員E) 協力店が増えていないのが現状。事案が難しいというのが理由。協力店舗を増やすために全日本不動産協会としても、どのようにしていくか検討していきたい。

(副会長A) 他にご意見等がないようであれば、議題(1)については以上とする。次に、議題の(2)に入る。今回も会員が所属する団体の取り組み紹介を行っていただく。前は東京都住宅供給公社、後藤会員から事業のご紹介をしていただいた。今回は地域包括支援センターの取組みについて、安藤会員からご紹介いただきたい。

2(2) 居住支援協議会会員の団体紹介について

(会員F) 6つの福祉生活圏域に6か所の地域包括支援センターを設置している。国の基準でおおよそ3万人に1か所の設置とされている。立川市の6か所については、民生・児童委員の地区割と同じにしている。また、地域福祉課に委託されている地域福祉コーディネーターの配置も同じ。地域福祉コーディネーターは1圏域に2人ずつ配置している。立川市地域包括支援センターは、複数の町を担当しているが、センター所在地の名前を名称にしている。地域包括支援センターには、3つの職種を置くことが決められており、まず保健師又は看護師の医療職、2つ目は社会福祉士、3つ目は主任介護支援専門員。介護支援専門員とはケアマネジャーのことで、主任とつくのは介護支援専門員として5年間の実務兼経験と必要な研修を受けた者が任命される。この3つの職種が必置で、連携して総合的に対応する機関。地域包括支援センターの主な業務については、まずは総合相談支援。後期高齢者本人、家族、または近所の方からの様々な相談を受け、介護、生活に係る困りごとに対応している。65歳未満の方の相談にも対応するようにしている。権利擁護については、主に社会福祉士の専門職が担っている。主に権利侵害について、虐待防止や詐欺を含めた消費者被害が多いので防止を呼び掛けている。高齢政策課と連携して虐待防止や対応をしている。包括的・継続的ケアマネジメント支援は主に主任介護支援員が担当してい

るが、ケアマネジャーからの様々な相談や支援困難ケースについて助言・指導を行っている。ケアマネジャーのネットワーク構築も行っている。介護予防ケアマネジメントは、保健師、看護師等医療職が中心となり、要支援1もしくは2の方、及び総合事業の事業対象者に対して介護予防サービスを提供して地域生活を支えていく取り組み。以上については専門職が主に担当しているが、センター内で連携して対応している。立川市地域包括支援ネットワーク・循環図の中で、地域ケア推進会議が全市的な協議体、小地域ケア会議が6つの各生活圏域内のことについて協議する。右側にその他の会議体について示している。一番下段には個別に事例対応を協議する会議体を示しており、それぞれの会議体が密接に連携して一方通行ではない情報収集・支援体制を構築している。市内の居宅介護支援事業所は46か所、約140名のケアマネジャーがいる。周辺市のケアマネジャーも立川市民の方を担当することができる。10ページは認定区分ごとの居宅サービスの利用限度額を示している。地域包括支援センターは介護サービスの必要がない要支援1・2の方を中心に担当している。居宅介護支援事業所のケアマネジャーは認定の出ているすべての方を担当できる。「ハートページ」の26ページ以降に同意を得た事業所を掲載している。立川市には6つの地域包括支援センターの他に、錦町、上砂町、西砂町に3つの福祉相談センターがある。福祉相談支援センターは包括支援センターの機能として様々な総合相談支援をしている。

(会員 G) 地域包括支援センターは聞いたことはあるが、何をしているのかよく分からないという方が多いと思う。居住相談窓口に相談に来られる方にも多くいるが、どこにも繋がっていない方について相談する時、いきなり地域包括支援センターに電話等で相談してもよろしいか。

(会員 F) 基本的には構わないが、地域包括支援センターが所管している内容でない場合は、高齢政策課を通じて関係機関に繋いでいきたい。状況に応じて障害部門や保健所等につないで対応することもある。状況を教えていただきながら、その方より良い支援に繋がれるように一緒に考えて、連携していくということが大切だと思う。

(副会長 A) 地域包括支援センターの総合相談支援機能は介護保険法に基づく制度であり、この制度の良いところは全国どこにでもあること。都内には500か所以上ある。全国には5,000か所以上あり、それぞれ担当地域が決まっている。高齢関係や介護する家族だけではなく40歳以上の特定疾病の方についての相談にも対応している。状況によってアウトリーチも可能。厚生労働省から毎年、「地域包括支援センターの設置運営について」という通知が来るが、今年の通知には居住支援協議会との連携という項目が追加されている。住まいの確保は以前から地域包括ケアにおいて重要な問題だが、より

強調されたということ。

(会員 F) 地域包括支援センターの窓口の名称は、自治体によっては愛称で示しているところもあるので探す際には注意が必要。

(副会長 A) 議題（２）については以上となる。次回ご紹介させていただく団体は、事務局からご相談させていただく。

次に、議題の（３）に入る。居住相談の事例について、住まいと暮らしの相談室大嶽様より説明をお願いしたい。

なお、今回の事例 7 件はすべて重い事案。当協議会は公開する会議として開催しているが、個人情報の観点から、事務局は議事録を公開する際はご配慮を願う。会員及び傍聴の方々も個人情報についてはご配慮願う。

資料については非公開とする。

それでは事例 1 より説明願う。

議題 2（３）居住相談の事例について

事例 1：強制執行直前の居住相談の事例（住居確保）

(出席者) 令和 7 年度上半期の特徴は先ほどもふれたが、強制執行が差し迫る、あるいは契約期間満了が差し迫っている事案が多いことから、面談日以外の相談を多く実施した。また、居住相談員だけでは対応することが困難な事例については、当協議会の会員にも相談し多大なご支援をいただいた。居住相談とは単に物件を紹介してお終いということではなく、様々な支援機関に繋げていくことで、不動産協力店に安心して入居させてもらうことが多くあった。

1 事例目は UR から 3 週間後に強制退去となる事例。相談者は 80 代母親で医療が必要だが未治療の方。市役所に来られないので訪問して相談を実施。契約者は長男だが、面談に同席せず。同居する次男は難病罹患者。時間がないので事前に物件を見つけ、保証審査も内見前に依頼した。民間の保証会社は審査が通らず、協議会会員でもある高齢者住宅材財団の審査が通った。併行して地域福祉課、生活福祉課にも相談し、生活保護を申請した。生活保護申請も通り、強制執行前日に転居の手続きが完了した。相談者の許可をいただき、退去手続きは当協議会の会員に依頼した。今回のポイントは不動産協力店と関係課から迅速な対応をいただいたこと。

(副会長 A) 事例 1 では、民間保証会社の審査が通らず、高齢者住宅財団の保証を使って入居ができた。

昨年当協議会で、高齢者住宅財団の入居保証について榊原会員からご説

明をいただいた。

他の保証会社で審査が通らず、高齢者住宅財団の保証で審査が通った理由等、要因として考えられることをご紹介願う。

(会員 H) 申込書に記載された債務不履行の状況、返済状況、今までの家賃の支払い等の状況から判断する。今までは契約者が息子であり、相談者は支払い義務者ではなかった。年金収入があることもポイントになった。収入については、民間の場合は家賃の3倍が必要ということが多い。返済遅れ等がある場合には不動産店を通じてヒアリングをして状況を確認する。また民間の保証会社は信用情報機関に確認をとって審査に通るか判断するので、当財団より審査のフィルターが多くある。携帯電話の支払い状況も確認することが多いと聞いている。民間の場合は緊急連絡先が市役所というのは不可というケースが多々あるが、当財団は何かあった時に対応できる方なら、友人、知人等でも可。年金については差し押さえ不可なので、年金額から支払い可能と判断したと考える。

(会員 I) 私が相談対応している方は債務を抱えている方、精神障害者の方等、審査が通りづらい人が多い。最後の頼みの綱が高齢者住宅財団であり、今年も助けてもらったことがある。不動産店は保証会社を指定していることが多いが、不動産協力店の状況はいかがか。

(会員 E) 3社の民間保証会社と提携している。高齢者住宅財団の保証を利用したことはない。民間の保証会社の審査が通らない方は、不動産店が断るというよりも大家さんが断る。保証が通らない方でも、今後の立ち直りが見込める方はあえて保証会社の保証を付けず、連帯保証人を立ててもらい、大家さんをお願いするという事は多くある。

(会員 I) 居住支援協議会を活かして個別のケースに対応できるようになれば有難い。

(出席者) 不動産協力店で高齢者住宅財団を利用している会社は1社。

(会員 H) 住宅確保用配慮者に特化して保証をしているが、民間の保証会社は収納代行をして保証会社が毎月の家賃を引き落としとして大家さんや管理会社に支払うことができるが、当財団は対応していない。滞納した金額は退去時にまとめて清算となる。大家さんにとっては家賃を返済に毎月充当しているという場合は、当財団の保証は使いづらいかもしれない。ただし、保証料は2年間で家賃の35%一括払い。民間の場合は1年目50%、2年目10%とするようなケースが多い。

事例 2：住居確保給付金（転居費用補助、家賃補助）を活用した事例（住居確保）

（出席者） 令和 7 年 4 月から開始した住居確保給付金の転居費用と家賃補助を活用した事例。退去期日が過ぎていたが、預貯金だけでは転居できない方。生活保護対象の方ではなく、仕事も探したいという希望があったので、「くらし・しごとサポートセンター」の家計改善事業にも繋いだ。失業中であり、住居を失う恐れがあるということで住居確保給付金が利用できた。不動産協力店の管理物件に転居できた。審査に時間がかかることを不動産協力店にご理解いただいた。

（副会長 A） この事例は、「くらし・しごとサポートセンター」が窓口となり、住居確保給付金を活用して住居が見つかったとのこと。「くらし・しごとサポートセンター」は、富士見町の総合福祉センター 1 階にある。生活困窮者自立支援法に基づき生活困窮者の相談窓口を開設している。職を失いそうだ、家賃が払えない等の相談を受け、就労支援や収入基準等があるが転宅費用がない方に助成を行っている。生活福祉課と地域福祉課との連携が必要な事例が多い。家計改善事業では、本人が見えていない家計の全体像を示して無駄な出費、例えば携帯電話料金の見直し等を提案して家計の見える化をして就労支援や支出の見直しを提案する。基本は自立相談支援で、一人一人の状況に応じたプランを立てていく。具体的な支援内容として、住宅確保給付金の支給、家計改善支援、就労支援がある。住居確保給付金の制度として今年度から転宅費の支給が始まった。その他の支援として生活福祉資金の貸し付け、東京都の独自制度である受験生チャレンジの支援貸し付けがある。中学・高校 3 年生に向けて受験料のサポート、塾代のサポートをする制度。シングル世帯からの相談が多く、生活困窮者支援に結び付いている。

（会員 C） 住宅確保要配慮者には生活困窮者が多くおられる。生活困窮者自立支援制度は生活保護になる前に生活困窮者を支援していこうという主旨の制度。経済的に困っているということであれば、先ほど説明のあった制度を活用していく。引き続き生活福祉課と「くらし・しごとサポートセンター」で密接に連携していきたい。お困りの方がいたら、そのような窓口があるということを知願う。

（副会長 A） 質問、ご意見は。ないようなので、事例 3 と 4 を続けて説明願う。

事例 3・4：精神障害者の居住相談の事例（住居確保）

（出席者） 事例 3・4 とも精神疾患がある方の居住相談事例。
事例 3 の方は、以前から近隣トラブルを起こして困っているとの相談を不動産店から受けていた。その後入院し、退去させられて居住相談に来られた。入院中に医療ソーシャルワーカーから予約があり、相談に同席していただいた。相談時間は 2 コマ確保した。本人とじっくり話しをして、今後は近隣トラブルを起こさないように伝えた。そのために訪問看護を利用することを了解いただいた。内見には居住相談員と医療ソーシャルワーカーも同行した。事前相談のあった不動産協力店が市内で J K K の物件を扱うので、相談者にとっては関係者が全員知っている人というのも安心感を与えた。医療ソーシャルワーカーの支援、本人が精神障害を受け止めたこと、関係者が本人の状況をよく分かっていたことから訪問看護の導入に結び付いたということが住居を確保できたポイント。

事例 4 は都営住宅の家賃滞納により強制退去が迫っている、家族 5 人全員が、精神疾患のある世帯。この方は電話や会話が不得手なため連絡は SNS。生活保護ケースワーカーとともにサポートをした。最初の物件をキャンセルしたが、ケースワーカーと連携して支援を継続したことが物件確保に繋がった。

（副会長 A） 事例 3・4 は、精神障害者の入居支援についての事例。
12 月 18 日に開催される居住支援セミナーでは、精神障害者の在宅支援をテーマにして、参加者と一緒に考えていくが、立川市における精神障害者支援施策について、簡単にご紹介願う。

（会員 D） 障害福祉課では精神疾患を抱えた方を地域で支えていくために、地域包括ケアシステムを構築していく。精神疾患がある方も服薬、通院することにより地域で安心して暮らすことができる。そのために障害福祉課では保健師を中心に支援を行っている。セミナーのチラシのパネラーとして紹介されている地域の相談事業所や医療機関と連携して地域で支えていく仕組みづくりを進めている。セミナーでは障害福祉課の保健師が地域で支える仕組みづくりについて話しをするので参加願う。

（副会長 A） 精神保健の仕組みにも国が地域包括ケアの推進を施策として行っている。日本は長期入院の精神障害者が多いので地域生活に移行していく取組を行っており、ますます居住支援が重要になっている。地域包括ケアとは、住まい・医療・介護・生活支援・予防を一体的に身近な地域で取り組んでいこうという社会全体の取り組み。住まいが一番最初に来ていることから分かるように、住まいは人間生活の基本。住まいは益々重要なテーマにな

ってくる。

(副会長 A) 続いて事例 5 の説明を願う。

事例 5 : 外国人の居住相談、生活福祉資金貸付事業 (転居費用) 活用の事例 (住居確保)

(出席者) 外国人の方で生活福祉資金の転居費用を活用した事例。この方は協議会会員にお世話になった。相談者は日本に住んでから長い日本語の理解が乏しい。会話は何とか成り立つ。この方とも SNS でコミュニケーションをとった。SNS では全てひらがなでやりとりした。生活福祉資金の審査結果に 3 か月以上時間がかかったことから、最初の物件はキャンセルせざるを得ず、他の不動産協力店の管理物件に入居できたが、生活福祉資金の貸付決定まで非常に時間がかかった。日本語の理解が乏しいので手続きは、相談者からの要請もあり居住相談員が同行した。「くらし・しごとサポートセンター」の協力も得て無事転居ができた。

(副会長 A) 事例 5 では、「くらし・しごとサポートセンター」が窓口となっている生活福祉資金の利用について話しがあつた。私から「くらし・しごとサポートセンター」が窓口となっている生活福祉資金について説明をさせていただく。

机上配布の生活福祉資金貸付制度をもとに説明する。

いろいろな貸付制度があるが、この中に転宅費という項目がある。この制度は東京都社会福祉協議会が実施機関となり、窓口は地元の社会福祉協議会。契約前の方が対象となる。説明に合ったとおり時間がかかる。この方は収入基準が住宅確保給付金の対象にならなかったため、生活福祉資金が対象となった。荷物の片づけ等はシルバー人材センターにお願いした。書類作成等は「くらし・しごとサポートセンター」が手伝った。

外国人へのサポートについて何かあるか。

(会員 C) 要件を満たした一定数の外国籍の方が生活保護を受給している。「くらし・しごとサポートセンター」にも外国人からの相談が増えていることは聞いている。社会的な問題として、外国人との文化や習慣の違いから近隣トラブルがおきているが、入居に際して大家さんの考え等があればお聞きしたい。我々が対応できる場所はご協力していきたい。

(副会長 A) 不動産関係者はいかがか。

(会員 E) 当社は外国籍の方を多く受けている。生活保護受給しているが外国人もい

る。ごみ問題は生活様式の違いもあり、自分は諦めている。お願いしても難しく、なんでも分別せずに捨ててしまうことが多いのが現状。自分達でごみの仕分けをしに行く。そのくらいの覚悟がないと外国人の入居を受けるのは難しい、というのが自分の考え。

(会員 J) 当社では外国人の入居支援は行っておらず、入居はない。対応する必要がある場合は、入居希望者からの要請の通訳が必要になると思う。母国語による契約書の作成等の整理が必要。

(出席者) 居住相談窓口では電話による三者間通訳制度を利用し、携帯電話のスピーカーをオンにしてやり取りをしたことがある。この方は利用しなかったが、中国やブラジルの方との相談で利用したことがある。

(会員 E) 当社では外国人専用の保証会社を利用している。外国人の方には必須で利用しており、7か国語対応できる。

(副会長 A) この事例では、退去について、相談員が協議会会員にお世話になったようだが、何か補足はあるか。

(会員 K) この事例と事例 1 もそうだが、滞納者（契約者）が自身のおかれた状況を早めに UR 側に伝えてくれれば、生活困窮等であれば、行政等関係機関に繋げることができる。但し、現状は滞納があることで滞納者（契約者）自身から UR 側に状況を伝えることを拒み（閉ざし）、切羽詰まった状況になってから、我々ではなく、他の行政等関係機関から滞納者（契約者）自身の状況が伝えられるということがよくある。強制執行直前の対応になってしまうと、UR だけでなく、相談された行政等関係機関の対応も難しくなる。

(副会長 A) 強制退去の事例が多いが、その手前で対応できれば良いのだが。手前での予防が、居住相談の課題だ。

(会員 G) 生活福祉資金について質問したい。借りられたという方の話を初めて聞いた。社会福祉協議会は金融機関ではないので、世間でも貸付制度をしていると知られていないと思う。今回の方はなぜ借りられたのか。借りられる方はどういう方なのか。アピールポイントは。

(副会長 A) この制度は歴史が古く、始まりは民生委員からの提言による生活困窮者向けの全国的な支援制度。低所得世帯と障害者世帯が対象。低所得世帯は収入基準があり、障害者世帯は収入基準がない。貸付なので、貸すことでより困ってしまう状況に陥りそうな方には貸付がふさわしくないと判断す

る。そこが審査のポイント。負債が多くある方も対象にならない。一番多く利用されているのは高校や大学の進学に向けた教育支援資金。若い方への支援だが、本市では年間 40～50 件の利用がある。最近では生活保護受給者向けに空調設備等の設置費用の貸付を生活福祉課と連携して実施している事例も複数ある。

続いて事例 6 の説明を願う。

事例 6：強制執行（退去期限）が迫る母子家庭の居住相談の事例（住居確保）

（出席者） この方は子どもが平日なのに親に付き添ってきたり、お菓子ばかり食べ続けていてまともな食事が摂れていないことが心配な世帯。3 週間後の強制退去が執行される前に転居できた事案。

（副会長 A） 事例 6 は、入居後の生活が心配され、ヤングケアラーともとらえられられるような事例。立川市のヤングケアラー対策について、何か配慮すべき事項等はあるか。

（会員 B） 本市ではヤングケアラーを含めたケアラー支援について地域福祉課が担っている。本人若しくは家族からの相談があれば地域福祉課につないでほしい。ヤングケアラーの問題で難しいのは、本人に自覚がないこと。その気づきがまずは必要になってくる。また子どもの話しを聞いてくれる大人、信頼できる大人がどういう人かがキーポイントになる。本人や家族が相談に来れば良いのだが、周りの大人からの相談だとすぐに訪問等がしづらいという問題がある。そのような課題を抱えている世帯は子ども家庭センターの支援が入っているということもある。子ども家庭センターの支援が入っていない場合は、信頼できる大人である支援者の支援から入って、ヤングケアラーの支援に繋がったという事例もある。

（副会長 A） この事案の子どもに支援が入っているのか。

（出席者） 具体的な支援は入っていないが、住宅課を通じて支援会議を関係者に投掛けている。

（副会長 A） 是非よろしく願います。続いて事例 7 の説明を願う。

事例 7：電動車いすを使用して室内外で生活をする身体障害者の相談の事例（継続）

- (出席者) この資料作成時には住居は決まっていなかったが、当協議会の会員の尽力で確保できそう。この方は福祉関係団体からの紹介によるが、面談は全てSNSによる。関係者と定期的にSNSによる面談を現在も継続している。電動車いすの方が利用できる物件は少ない。
- (会員 I) 今日連絡があったが、障害福祉関係の助成を活用しても昨今の物価高から部屋の住宅改修費用が捻出できない状況。スロープの改修費が見込みより桁が違っていたくらい高額だったので、改修は難しく、受け入れは困難と連絡があった。他の手立てを考えてみたい。
- (副会長 A) 生活福祉資金には障害がある方の貸付制度もあるので、今後活用を検討願う。事例報告は終了したが、最近の相談内容の傾向について、現場の状況をご案内願う。
- (出席者) 最近の傾向は、木曜日定例の相談では間に合わない緊急案件、精神疾患がある方の相談、外国人からの相談が増えていること。さらに低所得、高齢、DV等複合的な課題が加わることが多い。居住相談窓口だけでは解決できないので、市役所内関係部署や関係機関との連携がより重要になってきている。
居住支援については、住居が決まったから終わりではなくそこからがスタート。協力不動産店からよく言われるのが、自分達は物件を貸してから長い付き合いが始まるのだから、そこをよく考えて欲しいとの話。居住相談窓口としては、どうしたら不動産協力店に安心して貸してもらえるのかということ益々考えていかなければならない。そのような案件が増えている。
- (会員 B) 事例にあるような複合的な課題を抱えた案件について地域福祉課に相談いただくことがよくある。相談があった場合、相談支援包括推進委員会を中心に課題を紐解いて多機関協働で対応していくということが地域福祉課の流れ。地域福祉課への繋がりがなくて関係者だけで多機関協働を進める場合もあるが、それは良いこと。強制退去が絡んでいたりする中でも迅速に動いて解決に導いていただいているが、私が強調したいのは顔が見える関係が重要ということ。それがあるので迅速に動けたのだと思う。ことが起きる前から顔が見える関係が築けていたからだとも思う。支援者間の関係を日頃から深めていきたい。
- (副会長 A) 立川市は重層的支援体制整備事業により、分野間、世代間の横断をしっかりと図っていこうと取組んでいる。所管課は地域福祉課だが、居住支援協議会もそのような場である。今後もより重層的に支援体制を整えていきたい。

他にあるか。

(会員 I) 相談窓口はできたが、居住支援協議会を設置していない自治体もある。立川市の居住支援協議会は傍聴可能で開かれていると感じている。自治体によっては協議会のメンバーも限定されており、居住支援法人で会員にならない自治体もある。

前回の協議会で触法障害者の支援のことで地域の中で顔が見える関係を構築して再犯を防止していくという提案をした。昭和記念公園を隔てて隣接市には医療刑務所があり、これから女性刑務所ができる予定と聞く。今後立川拘置所と連携していく必要を感じている。当協議会がさらに良くなるためにいかがか。

(会員 G) 住宅確保要配慮者の対象は広く、刑余者も対象者。ただし、現実問題として刑余者の住居確保、再犯防止や支援は自治体だけではノウハウも人材もないのが課題だ。刑余者の方に住居をあっせんできる不動産店は非常に少ないのが現実。昨年も刑余者から住居確保の相談を1件受けたが、市内に引き受け手はなく、刑余者の住まい支援をしている他市の居住支援法人に繋げて住居を確保できた。自治体としては国や都の支援をいただきながら対応していかないと刑余者への対応は難しいと強く感じている。単独の自治体だけで刑余者の再犯防止は不可能。法務省は今後刑余者の再犯防止に力を入れていくようなので状況を注視したい。刑余者が安心して地域で暮らせる支援を自治体に向けて支援してくれることを期待したい。以上が現場としての実感。

(副会長 A) 議題2(3)は以上。事務局からその他はあるか。

3 その他

(事務局) 「第4次住宅マスタープラン(改訂版)素案の概要」をご覧願う。前回協議会で説明したが、現在改定作業中。12月9日の市議会総務委員会で素案を諮るので、その後、委員各位に素案をメールで送信する。ご覧いただきご意見をいただきたい。概要に記載してあるが計画期間を、現状の令和12年度から令和16年度まで延長する。上位計画である「第5次立川市長期総合計画」に終了年度を合わせたい。章立て等は現状と変わらない。法改正等に対応していく。居住支援協議会についても記載しているので、そこを中心に委員各位からご意見をいただきたい。

次回協議会は令和8年6月頃を予定している。

(副会長 A) 他にあるか。

(会員 H) 今年 10 月に改正住宅セーフティネット法が施行された。家主と入居者の双方が安心して生活できるような環境整備が主旨。国は家賃滞納に困らない仕組み創設として家賃債務保証業者認定制度を作った。これに伴って居住サポート住宅も保証対象となり、問い合わせがあるかもしれないのでご配慮願いたい。パンフレットも作製したので、希望者にはお渡しする。

(副会長 A) 改正住宅セーフティネット法に関しては今後、情報を共有していきたい。

(副会長 B) 本日の協議会において活発なご協議をいただき感謝申し上げます。令和 3 年 10 月に居住相談窓口を開設して以来、本年で 5 年目を迎えたが、制度が周知されたからか、困難事案も増えてきている。事例を重ねることによって、多くの解決策も導き出されてきている。住まいは基本。顔が見える関係を築きながら、引き続きご協力をお願いしたい。本日はありがとうございました。

4 閉会

(副会長 A) 以上で本日の議題は全て終了した。これをもって居住支援協議会を閉会する。本日はありがとうございました